



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 2 6 号 令和 6 年 7 月 2 6 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 8 3	令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 1 号）及び令和 6 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 1 号）の要領を公表する件	財政課
3 8 4	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	地域共生推進課
3 8 5	生活保護法の規定による指定医療機関から所在地の変更について届出があった件	同
3 8 6	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
3 8 7	生活保護法の規定による指定医療機関から休止について届出があった件	同
3 8 8	生活保護法の規定による指定医療機関の辞退があった件	同
3 8 9	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
3 9 0	生活保護法の規定による指定介護機関から廃止について届出があった件	同
3 9 1	生活保護法の規定による施術機関を指定した件	同
3 9 2	同	同

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 9 3	生活保護法の規定による指定施術機関から 廃止について届出があった件	同
3 9 4	生活保護法の規定による指定施術機関から 住所の変更について届出があった件	同
3 9 5	救急病院を定めた件	医療政策課 広域医療室
3 9 6	解除予定保安林を告示する件	森林土木・保全課
3 9 7	土地収用法の規定に基づく事業の認定をし た件	用地対策課
3 9 8	道路の区域を変更する件	高規格道路課
3 9 9	同	同

徳島県告示第三百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和六年七月三日徳島県議会の議決を経た令和六年度徳島県一般会計補正予算（第一号）及び令和六年度徳島県病院事業会計補正予算（第一号）の要領を次のとおり公表する。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第三百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
名手耳鼻咽喉科	徳島市新町橋二丁目一三	医療法人名手耳鼻咽喉科	令和六年四月一日
f 歯科あらたの	阿南市新野町是国七四―二	吉田 有里	同
大塚歯科医院	阿波市阿波町南整理七六―四	医療法人慶寿会	同
アップル調剤薬局羽ノ浦店	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四―二	株式会社アップル調剤薬局	同
訪問看護ステーションそよかぜ	徳島市鮎喰町一丁目五八―一 二〇三	医療法人清流会	同
アイ調剤薬局海部店	海部郡牟岐町大字中村字杉谷一八二―一	株式会社ウイズ・ワイ	同 一日 五月
訪問看護ステーション夢かなうまで挑戦	徳島市昭和町三丁目三五―二 二F全国一般内	夢かなうまで挑戦する株式会社	同
訪問看護ステーションけやき	同 六丁目三一 本谷事務所六号室	合同会社 c o n t e	同
レデイ薬局沖浜店	同 沖浜町南開三二二―一	株式会社レデイ薬局	同 一日 六月
アイン薬局中島田店	同 中島田町三丁目六〇―一	株式会社アインファーマシーズ	同
井上調剤薬局市場店	阿波市市場町香美字郷社本二三〇―一〇	有限会社井上調剤薬局	同
ひだまり訪問看護ステ	徳島市国府町早淵三五―一	特定非営利活動法人	同

ー
シ
ョ
ン

サ
ン
シ
テ
イ
国
府

ど
り
ー
ま
あ
サ
ー
ビ
ス

徳島県告示第三百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	所 在 地		開 設 者	変 更 年 月 日
	旧	新		
リライ訪問看護ステーション	徳島市論田町本浦中 一一―三	徳島市末広四丁目五 ―二四―四	合同会社R E L Y	令和六年五月 一日

徳島県告示第三百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
宇山歯科	徳島市住吉六丁目一―八	宇山 孝英	令和五年十二月二十四日
久米川歯科医院	同 入田町春日一一〇	高橋 一浩	令和六年二月二十九日
祖谷口調剤薬局	三好市山城町下川五四五―三	社 しこく調剤株式会社	同 三月一日
アップル調剤薬局鯛浜店	板野郡北島町鯛浜字原四六―六	株式会社アップル調剤薬局	同 十一月十一日
小松島市休日診療所	小松島市小松島町字新港九―一〇	小松島市	同 二月二十七日
太陽堂薬局	徳島市大道二丁目四三―一	伊藤 なほみ	同 三月三十日
名手耳鼻咽喉科	同 東大工町一丁目二三	医療法人名手耳鼻咽喉科	同 三月三十一日
森本内科胃腸科	阿南市富岡町あ石一六―一	医療法人森本内科胃腸科	同
川人医院	阿波市阿波町勝命二二七―三	深田 君代	同
大塚歯科医院	同 南整理七六―四	大塚 憲廣	同
宮田歯科医院	徳島市東船場町二丁目二―二	宮田 明德	同
門田薬局沖洲店	同 北沖洲三丁目二―三	株式会社メデイシ	同

店 アップル調剤薬局羽ノ浦	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇 ―一八	株式会社アップル 調剤薬局	同
中西歯科医院	阿波市市場町山野上字白坂二 三四―一	中西 巧	同 一日 四月
クリニック宙	板野郡松茂町笹木野字八上八 九―一	豊田 滋生	同 三十日
アイ調剤薬局海部店	海部郡牟岐町大字中村字杉谷 一八二―一	株式会社三愛薬局	同
訪問看護ステーション万 葉	徳島市八万町上福万二二〇― 一三	合同会社万葉	同 二日 五月
アイン薬局中島田店	同 中島田町三―五〇	株式会社アインフ アーマシーズ	同 三十一日

徳島県告示第三百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	休 止 年 月 日
越智内科胃腸科	板野郡北島町鯛浜字原五一 一	医療法人越智内科 胃腸科	令和六年二月 二十八日
えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲三丁目一―二四	医療法人えもとこ どもクリニック	同 四 月 一 日
三好市国民健康保険大野 診療所	三好市山城町大野五〇八―二	三好市	同

徳島県告示第三百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
愛日病院	徳島市佐古五番町四―三	医療法人ゆうあい 会	令和六年三月 三十一日

徳島県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人ゆうあい会	徳島市佐古五番町四―三	佐古あいじつクリニツク	徳島市佐古四番町六―一一	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和六年四月一日
株式会社セガファーマ	同 沖浜町明治開三四二	サザン調剤薬局城東	同 徳島町二丁目五五―二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	同 五月一日

徳島県告示第三百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

同	名称	有限会社徳島ケアシステム
同	主たる事務所の所在地	小松島市中田町字新開四八
有限会社徳島ケアシステム居宅介護支援事業所 さくら	指定に係る事業所の名称	有限会社徳島ケアシステムデイサービスセンター さくら
同	指定に係る事業所の所在地	小松島市中田町字新開四八
居宅介護支援	事業の種類	通所介護 介護予防通所介護
同	廃止年月日	令和六年五月三十一日

徳島県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
正岡 弘	鳴門市撫養町斎田字大池三〇―二一	令和六年六月十四日

徳島県告示第三百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

河村 公子	佐野 光代	秋山 雅志	施術者の氏名
同	クレア鍼灸院	あきやま整骨院	施術所の名称
同	徳島市北矢三町三丁目三一 三コーポ林第二ビル一〇三	板野郡北島町江尻字松ノ本一 七―二 ライト北島B	施術所の所在地
同	令和六年四月 三十日	令和五年十二 月六日	廃止年月日

徳島県告示第三百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の指定を受けた施術者の住所の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名	施術者の住所		変更年月日
	旧	新	
近藤 充久	徳島市名東町二丁目 五四九 メゾン中村 一〇三号	徳島市名東町二丁目 五九一―一 ハイッ サンシャイン一〇七 号	令和六年四月十二日

徳島県告示第三百九十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島一 二〇	令和九年五月三日

徳島県告示第三百九十六号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
海部郡海陽町浅川字入口一の九
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

- 三 解除の理由
海岸保全施設用地とするため

徳島県告示第三百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 起業者の名称
名西消防組合

二 事業の種類

名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備事業

三 起業地

1 収用の部分 徳島県名西郡石井町高川原字高川原地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、名西郡石井町高川原字高川原地内を起業地とする名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）である。

したがって、本件事業は、法第三十一条に掲げる地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関するものであると認められるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者である名西消防組合は、名西郡石井町及び神山町の二町が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項の規定により、昭和五十四年四月に設けた一部事務組合である。令和四年七月に「名西消防組合消防本部・石井消防署庁舎建設検討準備委員会」を設置し、令和五年一月には、目指す庁舎の指針となる「名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備基本構想」と、基本構想で決定した庁舎箇所での詳細目標を掲げた「名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備基本計画」を策定しており、本件事業に関する財源措置も講じられていることから、起業者である名西消防組合は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

現在の名西消防組合消防本部及び石井消防署庁舎（以下「本庁舎」という。）は、災害時における地域防災拠点の役割を担うとともに、石井町役場が災害対策本部庁舎機能を維持できない場合の代替施設に指定されている。しかし、建築後四十四年が経過し、多数の亀裂や雨漏りが発生し、一部では爆裂部分が認められるなど経年劣化の進行が著しく、耐震強度の低下が懸念されている。さらに、洪水による浸水対策機能が十分ではないため、将来起こりうるとされる洪水の発生時においては

機能不全に陥る可能性が高い。このように、本庁舎は耐震性能や浸水対策機能の不足から、救命活動及び救護活動の拠点として機能することが難しい状況にある。

また、各種災害に対応するための資機材の拡充や消防車両の増強・大型化等により本庁舎及び本庁舎敷地の狭あい化が著しく、慢性的な収納不足や、訓練施設を庁舎敷地内に設置できないことによる訓練内容の制限及び緊急出動の遅延のおそれ等の問題が生じているほか、来庁者の駐車場も不足し、本来の駐車スペース以外への駐車を余儀なくされているために事故の発生や出動時の障害となる懸念が生じている。

加えて、本庁舎は多様な来庁者を迎える公共施設としてのバリアフリー及びユニバーサルデザインが導入されておらず、来庁者に負担を強いている状況が生じている上に、当直勤務に必要な女性専用の施設が未整備であることから、女性消防官の活躍の機会が失われているなど、施設内容が不十分であるために消防行政の充実強化の妨げとなっている。

本件事業の実施により、本庁舎の老朽化、狭あい化、耐震性能及び浸水対策機能の不足等の抜本的な解決が図られ、敷地内の訓練施設や女性消防官のための設備を備えた効率的かつ効果的な消防行政に資する施設となることに加え、ユニバーサルデザインを導入した全ての来庁者にとって利用しやすい快適な庁舎が実現する。同時に、防災及び緊急医療用のヘリポートや受援時に使用する厨房等の設備を新設し、受援体制の強化が図られるなど、災害時に地域防災拠点としての役割を担う機能も有する庁舎となることから、公益に資するところは極めて大きなものがある。

なお、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）に定める対象事業の要件を満たしていないため実施されていないが、本件事業の施行において規制基準を上回る騒音及び振動が予測される工種はないため、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺的生活環境への影響は極めて小さいものと認められる。

よって、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者が行った現地調査及び文献調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による国内希少野生動植物並びに環境省レッドリスト及び徳島県レッドリストにおいて起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）により、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、石井町内各地区への救急及び火災の出動状況、災害時に災害対策本部となる石井町役場との距離、過去の洪水時における浸水状況、必要となる敷地面積の確保の可否等を条件として選定した三つの候補地について比較検討が行われており、救急出動頻度が高い地域への平均到達時間が最短

であり、石井町役場に最も近く、神山町へのアクセスも優れていること、浸水対策として施工するかさ上げ高が低く事業費が最も低廉であること等、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、(一)で述べた「得られる公共の利益」と(二)で述べた「失われる利益」とを比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、本庁舎は老朽化や施設規模の狭あい化といった様々な課題を抱えており、激甚化・頻発化する豪雨災害など、大規模自然災害の脅威に備えるためにも、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行するために必要最小限の面積であるとともに、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足するものと判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

石井町役場総務課

徳島県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和六年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

185		整理 番号
粟津港		路線名
同	鳴門市大津町徳長字前ノ 越二一 番四地先から 同 九〇番一 地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
四・六〇七・一	四・六〇六・九	敷 地 の 幅 員 (メートル)
三二八・四	三二八・四	延 長 (メートル)

徳島県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
265	腕山花ノ内	三好市井川町吉ノ木二七一七番一五四地先から 同 二七一七番一〇地先まで 三好市井川町西鳥越二二四一番三地先から 同 吉ノ木二七一七番一〇地先まで	旧	三・〇〇五・五	一三〇・〇
			新	五・八〇一五・二	一三〇・〇